

表 8.1.1-12(1) 主な公共施設等(教育施設)

地点番号	区分	区別	種別	名称	所在地			
A1	幼稚園	板橋区	私立	なでしこ幼稚園	双葉町 17-19			
A2				落合幼稚園	板橋 2-20-1			
A3	小学校	板橋区	区立	板橋第八小学校	双葉町 42-1			
A4				中根橋小学校	栄町 14-1			
A5				弥生小学校	弥生町 19-1			
A6				板橋第九小学校	栄町 6-1			
A7				板橋第一小学校	氷川町 13-1			
A8				板橋第六小学校	大山町 13-1			
A9				板橋第七小学校	大山金井町 31-1			
A10				板橋第二小学校	板橋 2-52-1			
A11				中学校	板橋区	区立	板橋第三中学校	氷川町 22-3
A12							板橋第一中学校	大山東町 50-1
A13	板橋第二中学校	幸町 26-1						
A14	私立	帝京大学系属 帝京中学校	稲荷台 27-1					
A15	高等学校	板橋区	都立	東京都立北豊島工業高等学校	富士見町 28-1			
A16			私立	帝京大学系属高等学校	稲荷台 27-1			
A17	専門学校	板橋区	都立	板橋看護専門学校	栄町 34-1			

出典: 「どこナビいたばし」(平成30年6月 板橋区ウェブサイト)

「私立幼稚園」(平成30年6月 板橋区教育委員会ウェブサイト)

「私立学校一覧」(平成30年6月 公益財団法人 東京都私学財団ウェブサイト)

「都立高等学校一覧・都立高等学校開校・閉校一覧(平成30年4月1日現在)」(平成30年6月 東京都教育委員会ウェブサイト)

表 8.1.1-12(2) 主な公共施設等(福祉施設)

地点番号	区分	区別	種別	名称	所在地	
B1	福祉施設	認可 保育園	区立	板橋保育園	大和町 36-4	
B2				中板橋保育園	中板橋 11-9	
B3				弥生保育園	弥生町 16-3	
B4				仲宿保育園	仲宿 52-9	
B5				大山西町保育園	大山西町 21-2	
B6				みなみ保育園	幸町 3-1	
B7				かないくぼ保育園	板橋 2-21-2	
B8				私立	なかいたばしさくらさくほいくえん	中板橋 20-1
B9					敬隣保育園	本町 19-4
B10					わかたけ保育園	仲町 45-4
B11			やまと保育園		大和町 2-2	
B12			あすなろ保育園		仲宿 25-6	
B13			大山保育園		大山町 44-4	
B14			板橋仲町どろんこ保育園		仲町 16-10	
B15			風の子保育園		仲町 14-15	
B16			栄町保育園		栄町 26-1	
B17			松葉保育園		氷川町 27-2	
B18			あいあい保育園		仲宿 32-3	
B19			太陽の子保育園		仲宿 46-1	
B20			さいわい保育園		幸町 45-4	
B21			旭保育園		大山金井町 56-1	
B22			大禮保育園	大山東町 13-2		
B23			日生板橋区役所前保育園ひびき	板橋 2-65-8		
B24			豊島区	アスカ池袋本町保育園	池袋本町 3-34-17	

出典: 「どこナビいたばし」(平成30年6月 板橋区ウェブサイト)

「便利ガイド」(平成30年6月 豊島区ウェブサイト)

表 8.1.1-12(3) 主な公共施設等(福祉施設)

地点番号	区分	区別	種別	名称	所在地
B25	地域型 保育施設	板橋区	私立	キンダーナリー中板橋小規模保育園	中板橋 19-6
B26				氷川町小規模保育園	氷川町 24-2
B27				大山西町小規模保育園	大山西町 52-13
B28				小規模保育園大山西町インフィニティ保育園	大山西町 2-3
B29				小規模保育園大山金井町インフィニティ保育園	大山金井町 47-6
B30				大山らる小規模保育園	大山東町 8-7
B31	認証 保育所	板橋区	私立	アスク板橋本町保育園(A型)	本町 35-2 ヴィン・ルゥ板橋 1階
B32				メイ・ホピンス中板橋ルーム(A型)	中板橋 7-16 双美ビル1階
B33				中板橋雲母(きらら)保育園(A型)	弥生町 2-5
B34				エンゼル・ア・ナリー大山(A型)	大山町 39-2 スズヤビル2階
B35	児童館等	板橋区	区立	弥生児童館	弥生町 16-3
B36				氷川児童館	氷川町 24-2
B37				大山東児童館	大山東町 8-7
B38	老人福祉 施設	板橋区	区立	大和いこいの家	大和町 26-3
B39				仲町ふれあい館	仲町 20-5
B40				板橋福祉事務所	栄町 36-1 グリーンホール2・3階
B41				板橋健康福祉センター	大山東町 32-15
B42				保健福祉ワグスマン室	板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター 4階
B43				営利	クローバーのさと イムスクアカビ板橋
B44			豊島区	法人	介護老人保健施設 池袋えびすの郷

出典:「どこナビいたばし」(平成30年6月 板橋区ウェブサイト)

「医療機関名簿」(平成29年 東京都福祉保健局)

「便利ガイド」(平成30年6月 豊島区ウェブサイト)

表 8.1.1-12(4) 主な公共施設等(医療施設)

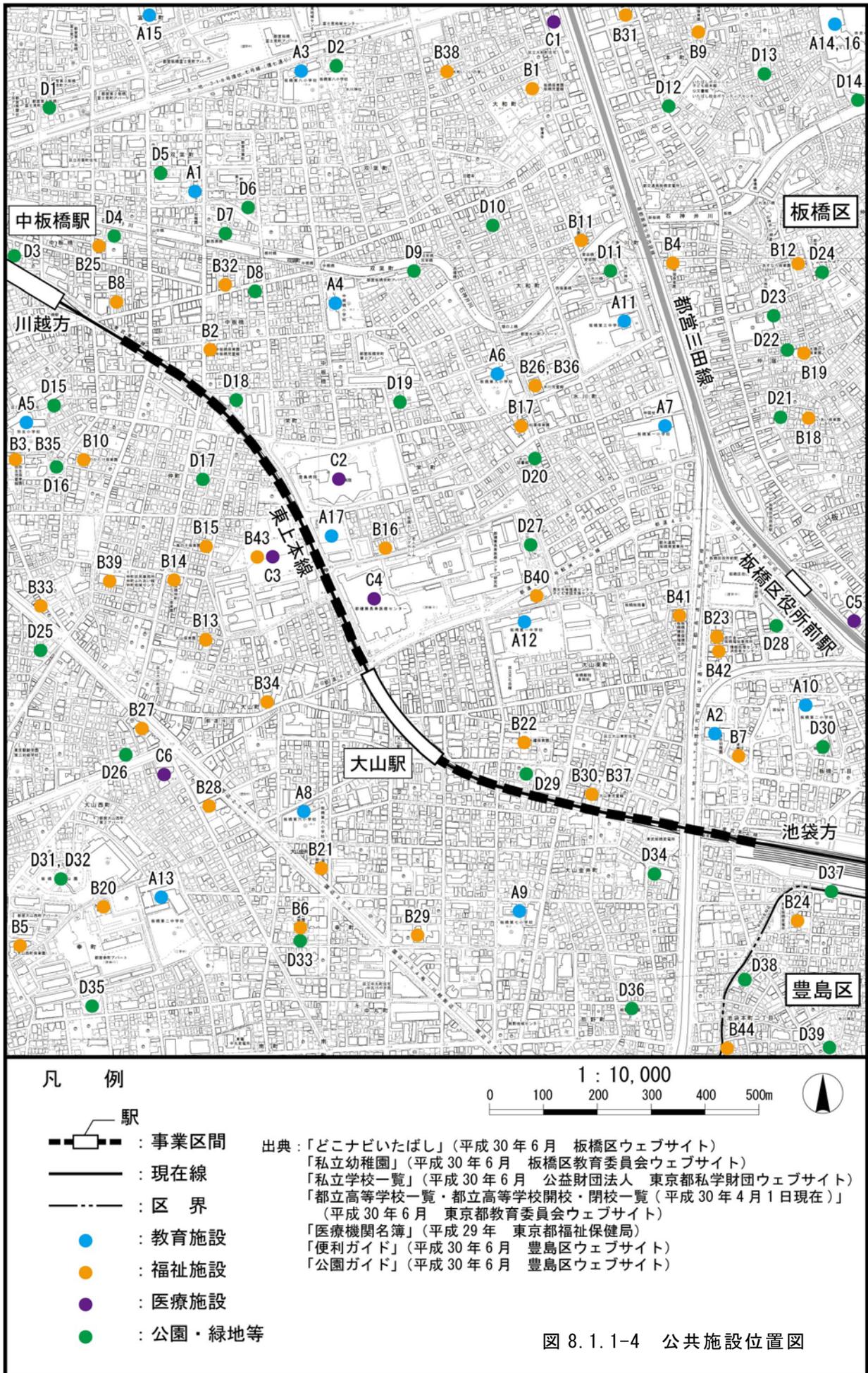
地点番号	区分	区別	名称	所在地
C1	医療 施設	板橋区	医療法人財団 同潤会 富士見病院	大和町 14-16
C2			東京都保険医療公社 豊島病院	栄町 33-1
C3			クローバーのさと カビ板橋 訪問看護ステーション	仲町 1-4
C4			東京都健康長寿医療センター	栄町 35-2
C5			仁木医院	板橋区板橋 3-5-3
C6			医療法人社団 昭成会 田崎病院	大山西町 5-3

出典:「医療機関名簿」(平成29年 東京都福祉保健局)

表 8.1.1-12(5) 主な公共施設等(公園・緑地等)

地点番号	区分	区別	名称	所在地
D1	公園・緑地等	板橋区	富士見西児童遊園	富士見町 24-9
D2			氷川児童遊園	双葉町 43-15
D3			中板橋児童遊園	中板橋 29-3
D4			中板さくら公園	中板橋 19-11
D5			双葉町児童遊園	双葉町 17-10
D6			双葉町ひだまり公園	双葉町 18-23
D7			双葉ふれあい広場	双葉町 11-1
D8			なかいたプチパーク	中板橋 9-13
D9			栄町児童遊園	栄町 11-7
D10			愛染児童遊園	大和町 43-1
D11			氷川つり堀公園	氷川町 21-15
D12			本町にぎわい広場	本町-25-11
D13			本町児童遊園	本町-4-22
D14			稲荷台おなりばし緑地	稲荷台-28-2
D15			やよい児童遊園	弥生町 23-10
D16			三葉児童遊園	弥生町 16-1
D17			仲町防災さざんかの広場	仲町 12
D18			山中児童遊園	栄町 32-1
D19			栄町19番遊び場	栄町 19-9
D20			氷川土合公園	氷川町 28-9
D21			仲宿ふれあい広場	仲宿-440
D22			本陣児童遊園	仲宿-46-20
D23			番場児童遊園	仲宿-47-19
D24			仲宿児童遊園	仲宿-24-11
D25			えび山広場	大谷口上町 4
D26			大山西町公園	大山西町 51-6
D27			板橋大山公園	栄町-35-1
D28			四ツ又公園	板橋 2-62-1
D29			大山東町児童遊園	大山東町 14-2
D30			板橋第二公園	板橋 2-52-2
D31			板橋交通公園	大山西町 21-1
D32			板橋公園	大山西町-21-1
D33			みなみ児童遊園	幸町 3-1
D34		大山金井町児童遊園	大山金井町 12-8	
D35		幸町46番遊び場	幸町 46	
D36		熊野町公園	熊野町 23-5	
D37		豊島区	谷端川北緑道	池袋本町 3-33-7
D38		池袋本町二丁目児童遊園	池袋本町 2-39-7	
D39		池袋本町三丁目児童遊園	池袋本町 3-13-7	

出典：「どこナビいたばし」(平成30年6月 板橋区ウェブサイト)  
「公園ガイド」(平成30年6月 豊島区ウェブサイト)



#### ウ 発生源の状況

事業区間周辺の主な発生源は、東武東上線のほか、図6.3.1-5(26ページ参照)に示すとおり、環状第6号線、環状第7号線、鮫洲大山線(補助第26号線)、国道254号(川越街道)等の自動車交通が挙げられる。

#### エ 列車本数等の状況

現在線の列車本数等は、表6.3.2-1(27ページ参照)に示すとおりであり、上下線合計で644本/日である。工事完了後は、現在の運行本数と同じとする予定である。

#### オ 地盤及び地形の状況

事業区間周辺の地形分類図は、図8.1.1-5に示すとおりである。

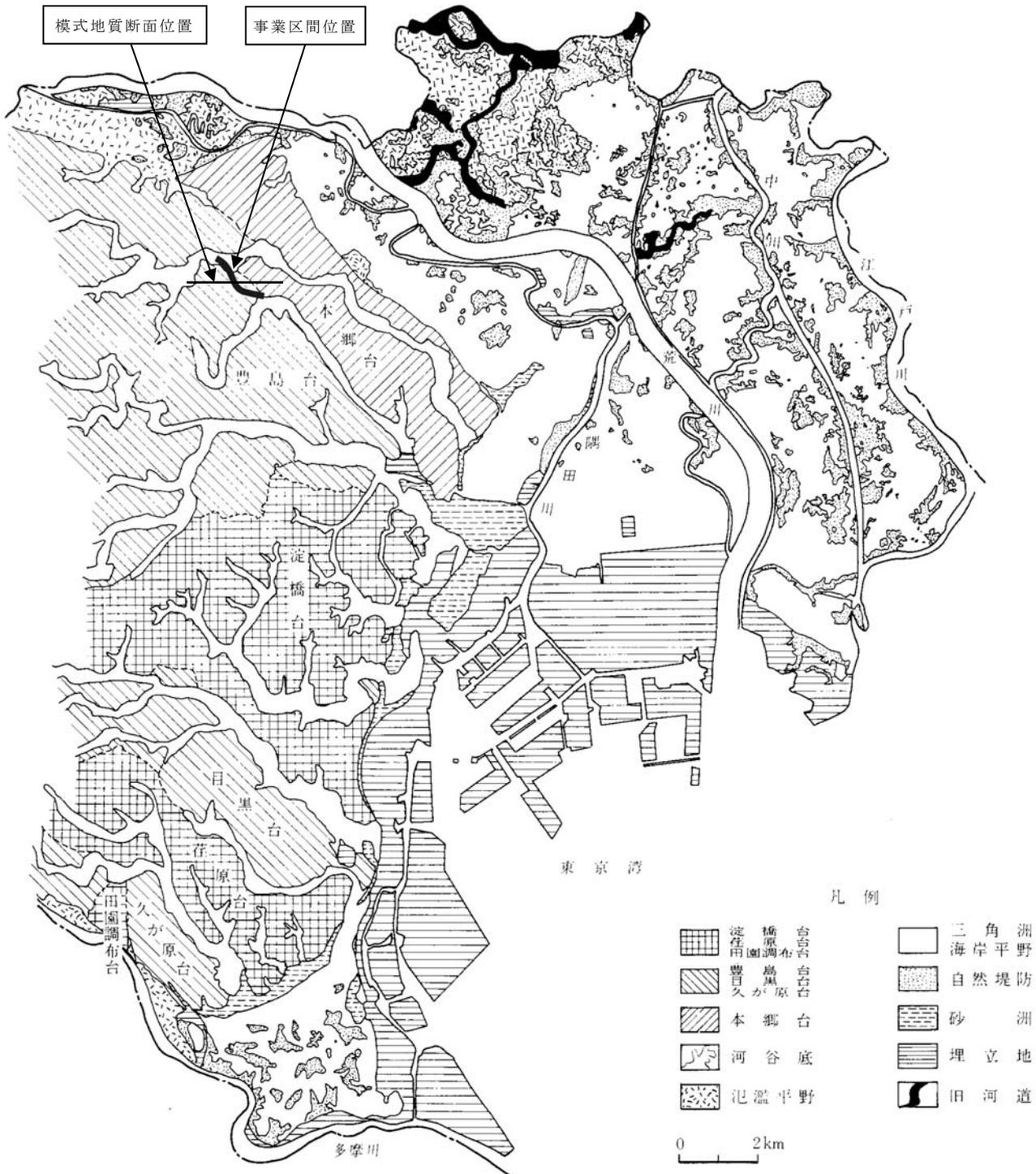
事業区間は河谷底及び台地(豊島台)に位置しており、東側は台地(本郷台)の地形が広がっている。

事業区間周辺の模式地質断面図は、図8.1.1-6に示すとおりである。

事業区間の直下には関東ローム層、その下にはローム質粘土、砂礫、砂質土の順に地層が形成されている。

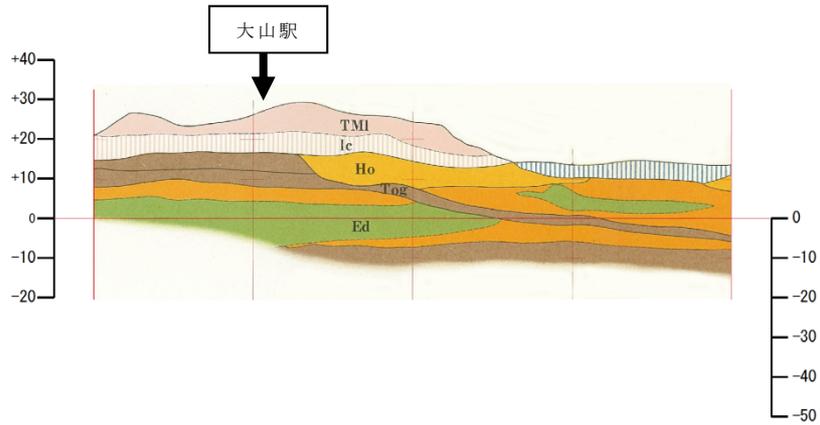
また、事業区間の地質縦断図は、図8.1.1-7に示すとおりである。

事業区間には、表層の埋土層・鉄道盛土層の下層に武蔵野ローム層からなる武蔵野段丘堆積層、第一凝灰質粘土層からなる立川段丘堆積層、沖積粘性土層が分布している。



出典：「東京都総合地盤図Ⅰ 東京の地盤(1)」(昭和52年8月 東京都土木技術研究所)

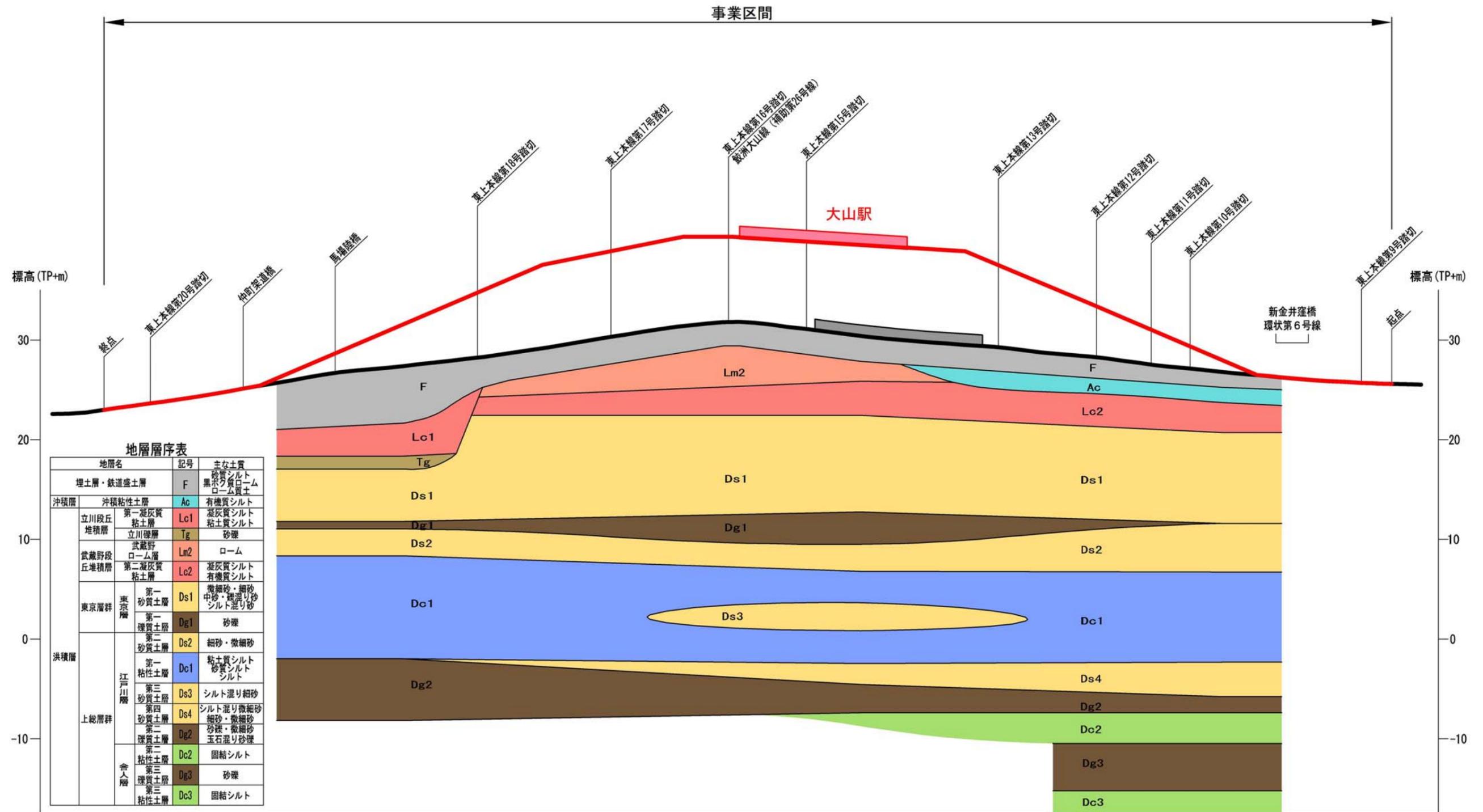
図 8.1.1-5 地形分類図



地層の表示		層相の表示	
関東ローム層	TMI	砂	礫
ローム質粘土層	lc	砂, 砂質土	N値 10 以下
本郷層	Ho		10 ~ 30
東京礫層	Tog		30 以上
江戸川層	Ed	粘土, シルト	N値 5 以下
			5 ~ 10
		粘性土	10 ~ 30
			30 以上
		表土, 盛土, 埋土	
		関東ローム	
		ローム質粘土	
		腐植土	
		地層の境	
		層相の境	

出典：「東京都総合地盤図Ⅰ 東京都の地盤(1)」(昭和52年8月 東京都土木技術研究所)

図 8.1.1-6 模式地質断面図



出典：「東武鉄道東上本線(大山駅付近)連続立体交差事業に伴う大山駅付近立体化調査設計 地質調査報告書」(平成27年5月 東京都、東武鉄道株式会社)

図 8.1.1-7 地質縦断面図

## カ 法令による基準等

### (7) 騒音

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく「騒音に係る環境基準」は、表8.1.1-13に示すとおりである。

鉄道騒音に関するものとしては、表8.1.1-14に示す「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月環大一174号)、がある。

建設作業に関するものとしては、表8.1.1-15に示す「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び表8.1.1-16に示す「環境確保条例」に基づく「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」がある。

表 8.1.1-13 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

単位: dB

地域の 類型	当てはめる地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	清瀬市の区域のうち松山三丁目1番、竹丘一丁目17番、竹丘三丁目1番から3番まで及び竹丘三丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

注1) 地域の類型について

AA: 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A: 専ら住居の用に供される地域

B: 主として住居の用に供される地域

C: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

注2) この基準は、航空騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

注3) 幹線道路近接空間に関する特例について

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

注4)   は、本事業において該当する箇所を示す。

単位: dB

昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70以下	65以下

- ・「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る)等を示す。
- ・「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ・2車線以下の車線を有する道路 15m
- ・2車線を越える車線を有する道路 20m
- \* 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準(昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下)によることができる。

表 8.1.1-14 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

新線	等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )として、昼間(7時～22時)については60dB以下、夜間(22時～7時)については55dB以下とする。 なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

注1) 「新線」とは、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条又は軌道法(大正10年法律第76号)第5条の工事の施行認可を受けて工事を施行する区間をいう。

注2) 「大規模改良線」とは、複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化を行うため、鉄道事業法第12条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則(大正12年内務・鉄道省令)第11条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて工事を施行する区間をいう。

注3)   は、本事業において該当する箇所を示す。

表 8.1.1-15 騒音規制法に基づく特定建設作業の騒音の規制に関する基準

建設作業の種類	基準の内容	敷地境界線における音量 (dB)	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間		日曜・休日における作業
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
一	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。)	85	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	6日以内	禁止
二	びょう打機を使用する作業								
三	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)								
四	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)								
五	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)								
六	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。)を使用する作業								
七	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。)を使用する作業								
八	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。)を使用する作業								
適用除外項目			①②③④		①②		①②		①②③ ④⑤
<p>①災害その他非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合</p> <p>②人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に、当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、夜間(休日)において当該特定建設作業を行う必要がある場合</p> <p>④道路法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間(休日)に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間(休日)に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合</p> <p>⑤電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて、当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、特に、当該特定建設作業を日曜日その他休日に行う必要がある場合</p>									

- 注1) 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域
- 注2) 2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域を除く区域
- 注3) 基準値を超える騒音を発生する特定建設作業について、周辺的生活環境が著しく損なわれると認める場合、1日における作業時間を、1号区域にあつては10時間未満4時間以上、2号区域にあつては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
- 注4) 当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合には、この基準は適用しない。
- 注5)   は、本事業において該当する箇所を示す。

表 8.1.1-16 環境確保条例に基づく指定建設作業に係る騒音の勧告基準

指定建設作業	敷地境界線における音量(dB)	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間		日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機若しくはくい打機(加圧式くい打機を除く。)を使用する作業又はせん孔機を使用するくい打設作業	80	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	6日以内	禁止
びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業								
さく岩機又はコンクリートカッターを使用する作業(*1)								
ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業(*1)								
振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(*1)								
コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)又はコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業(*3)								
原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業(さく岩機を使用する作業を除く。)	85							
動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(*2)								
適用除外項目			①②③④		①②			①②③④⑤
①災害その他非常の事態の発生により、当該指定建設作業を緊急に行う必要がある場合 ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に、当該指定建設作業を行う必要がある場合 ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合 ④道路法の規定に基づく道路の占用の許可及び同法の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合並びに道路交通法の規定に基づく道路の使用の許可及び同法の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合 ⑤電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う指定建設作業であって、当該指定建設作業を行う場合に近接する電気工作物の機能を停止させて行わねば、当該指定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、特に、当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合及び商業地域であって、周囲の状況等から知事が当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行わせても地域環境の保全に支障がないと認めた場合								

注1) 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域

注2) 2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の周囲おおむね80m以外の区域

注3) (\*1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

注4) (\*2) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。

注5) (\*3) 当該指定建設作業の場所の周辺の道路につき、道路交通法に規定する交通規制が行われている場合におけるコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業に係る騒音に関しては、「午前7時から午後7時まで」を「午前7時から午後9時まで」、「午前6時から午後10時まで」を「午前6時から午後11時まで」として適用する。

注6)   は、本事業において該当する箇所を示す。

(イ) 振動

「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」は、表8.1.1-17に示すとおりである。

建設作業に関するものとしては、表8.1.1-18に示す「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく「特定建設作業の振動の規制に関する基準」及び表8.1.1-19に示す「環境確保条例」に基づく「指定建設作業に係る振動の勧告基準」がある。

表 8.1.1-17 環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準

単位：dB

区域の区分		時間の区分		敷地境界線における振動の大きさ
種別	該当地域			
第1種 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域(第2種区域に該当する区域を除く。)	昼間	午前8時 ～ 午後7時	60
		夜間	午後7時 ～ 翌日午前8時	55
第2種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 前各号に掲げる地域に接する地 先及び水面	昼間	午前8時 ～ 午後8時	65
		夜間	午後8時 ～ 翌日午前8時	60

注1) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5dBを減じた値とする。

注2) 無指定地域とは、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)による用途地域が定められていない地域をいう。

注3)  は、本事業において該当する箇所を示す。

表 8.1.1-18 振動規制法に基づく特定建設作業の振動の規制に関する基準

建設作業の種類	基準の内容 敷地境界線における振動(dB)	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間		日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
一 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	75	午前7時 ～ 午後7時	午前6時 ～ 午後10時	10時間 以内	14時間 以内	6日 以内	6日 以内	禁止
二 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
三 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)								
四 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)								
適用除外項目		①②③④		①②		①②		①② ③④⑤
①災害その他非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合 ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に、当該特定建設作業を行う必要がある場合 ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、夜間(休日)において当該特定建設作業を行う必要がある場合 ④道路法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間(休日)に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法の規定に基づき、道路の使用許可に当該特定建設作業を夜間(休日)に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合 ⑤電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて、当該特定建設作業を行う場合に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、特に、当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合								

注1) 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地周囲おおむね80m以内の区域

注2) 2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地及び認定こども園の周囲おおむね80mの区域を除く区域

注3) 基準値を超える振動を発生する特定建設作業について、周辺の生活環境が著しく損なわれると認める場合、1日における作業時間を、1号区域にあつては10時間未満4時間以上、2号区域にあつては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合には、この基準は適用しない。

注5)   は、本事業において該当する箇所を示す。

表 8.1.1-19 環境確保条例に基づく指定建設作業に係る振動の勧告基準

指定建設作業	敷地境界線における振動(dB)	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間		日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機若しくはくい打くい抜機(加圧式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業又はせん孔機を使用するくい打設作業	70							
さく岩機を使用する作業(*1)								
ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業(*1)	65	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	6日以内	禁止
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)								
振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(*1)	70							
動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(*2)	75							
適用除外項目		①②③④		①②				①②③ ④⑤
①災害その他の非常の事態の発生により、当該指定建設作用を緊急に行う必要がある場合 ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に、当該指定建設作業を行う必要がある場合 ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合 ④道路法の規定に基づく道路の占用の許可及び同法の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合並びに道路交通法の規定に基づく道路の使用の許可及び同法の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合 ⑤電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う指定建設作業であって、当該指定建設作業を行う場合に近接する電気工作物の規則を停止させて行わなければ、当該指定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため、特に、当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合及び商業地域であって、周囲の状況から知事が当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行わせても地域環境の保全に支障がないと認めた場合								

注1) 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね80m以内の区域

注2) 2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域を除く区域

注3) (\*1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

注4) (\*2) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。

注5)  は、本事業において該当する箇所を示す。